

改正案

現行

（営業の免許の申請等）

第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 当該株式会社が子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。）第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四条の三第四項、第四条の五第二項第十八号、第五条の六第二項、第二十五条の十二第二項及び第二十五条の十六第四号を除き、以下「銀行法」という。）第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下、ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書面

イ ホ （略）

四 （略）

2・3 （略）

（長期信用銀行代理業の許可の申請書の記載事項）

第二十五条の十二 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この号において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

（営業の免許の申請等）

第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 当該株式会社が子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。）第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四条の三第四項、第四条の五第二項第十八号、第五条の六第二項及び第二十五条の十六第四号を除き、以下「銀行法」という。）第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下、ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書面

イ ホ （略）

四 （略）

2・3 （略）

（長期信用銀行代理業の許可の申請書の記載事項）

第二十五条の十二 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この号において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員  
の氏名、当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地  
及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在  
地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等(令第六条第二項において読み替えられた令第六条第一項にお  
いて準用する銀行法施行令第四条の第二項に規定する親法人等をいう。)

(3) 当該法人の親法人等の子法人等(1)に掲げる者を除く。)

三 長期信用銀行代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する長期信用銀  
行代理業再委託者をいう。以下同じ。)の再委託を受けるときは、当該長期信用銀行代理  
業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 長期信用銀行代理業を再委託するときは、当該再委託を受ける長期信用銀行代理業再受  
託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する長期信用銀行代理業再受託者をいう。  
以下同じ。)の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

2) 前項の規定にかかわらず、法第十六条の七に規定する長期信用銀行等に係る銀行法第五十  
二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲  
げる事項とする。

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員  
の氏名、当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所  
在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在  
地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等(令第六条第二項において読み替えられた令第六条第一項にお  
いて準用する銀行法施行令第四条の第二項に規定する親法人等をいう。)

(3) 当該法人の親法人等の子法人等(1)に掲げる者を除く。)

三 長期信用銀行代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する長期信用銀  
行代理業再委託者をいう。以下同じ。)の再委託を受けるときは、当該長期信用銀行代理  
業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 長期信用銀行代理業を再委託するときは、当該再委託を受ける長期信用銀行代理業再受  
託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する長期信用銀行代理業再受託者をいう。  
以下同じ。)の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

(新設)